

	審査基準の項目	具体的な内容	ねらい
設置主体の評価	1 低所得者への対応	利用者負担軽減の補助金を受領し、低所得者の負担軽減を図っているか。	社会福祉法人の社会的役割を鑑み、低所得で生計困難者に対し、介護保険サービスに係る利用者負担の軽減を図っているかを確認。
	2 関係行政機関の監査及び指導状況	社会福祉法人の運営に係る関係行政機関の定例監査において指導を受けてことがあるか。（直近の定例監査状況）	定例監査の指導内容により、適正に法人運営がなされているか、円滑な社会福祉事業が経営されているかを確認
	3 地域貢献活動	地域貢献活動を実施しているか。	地域のニーズを踏まえたうえで、日常生活・社会生活上の支援を要する者に対して、地域貢献活動が実施されているかを確認。
	4 金融機関の同意	金融機関からの借入金がある場合、転換の承諾を得ているか。	金融機関からの承諾の有無により、当事業の実現性があるかを確認。
	5 防災面での貢献度	山形市と福祉避難所の協定を締結するなど、地域に対する防災面での協力体制はどうか。	災害時に備えて、要援護者の支援を含め地域や市との連携など、施設としての防災面での貢献度を確認。
設置主体の評価	6 プライバシーの確保	多床室の場合、プライバシーが保護されているか。	入居者が安心して生活できるようプライバシーが保護されているかを確認。
	7 防災対策及び感染症対策	想定される災害に対する避難確保計画等の策定や避難訓練が実施されているか。また、感染症について対策委員会の開催や職員研修の実施等必要な体制が構築されているか。	入居者の安全確保の体制や、災害・感染症が発生した場合でも必要なサービスが提供できる体制が構築されているかを確認。
	8 医療的ニーズへの対応	看護職員に対して、定期的な研修の機会を確保しているか。	医療依存度が高い介護サービス利用者の増加に対応するため、看護職員への研修機会の確保が図られているかを確認。
	9 居住環境等	特別養護老人ホームと一体の建物であり、既存の特養入所者と居住環境やサービス環境に差が出ないか。	既存の特別養護老人ホームと同様の設備が整えられているかを確認。
	10 地域住民の理解への取組	地域住民から理解を得られているか。	短期入所生活介護を特別養護老人ホームに転換することについて、利用者や地域住民等に対する説明がなされ、理解が得られているかを確認。
	11 利用者の引継ぎ	転換後における現在の利用者の引継ぎは、問題なく行われるか。	現在の利用者に対して、サービス提供が困難であることが想定される場合、適切な引継ぎを行うこととなっているか、具体的な対応を確認。